改正前施行規程第百二十三条の三第二項、第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十七条の二第一項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十三条の三第二項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十五	知事等から本人確認情報
改正前施行規程第百五十五条第一項	決定又は改定
改正前施行規程第百五十六条の二第二項	本人確認情報
改正前施行規程第百五十六条の二第一項	知事等
改正前施行規程第百五十五	決定又は改定
改正前施行規程第百五十六条の二、第百五十六条の三第一項及び第百五十七条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十六条の二第一項、第百五十六条の二第二項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十七条の二第一項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十三条の三第二項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十五	知事等から本人確認情報
改正前施行規程第百五十五条第一項	決定又は改定
改正前施行規程第百五十六条の二、第百五十六条の三第一項及び第百五十七条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十七条の二第一項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十三条の三第二項	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する給付
改正前施行規程第百二十五	知事等から本人確認情報
改正前施行規程第百五十五条第一項	決定又は改定
改正前施行規程第百五十六条の二、第百五十六条の三第一項及び第百五十七条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十六条の二第二項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十六条の二第一項	本人確認情報
改正前施行規程第百五十五	決定又は改定
改正前施行規程第百五十六条の二第二項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十六条の二第一項	本人確認情報
改正前施行規程第百五十五	決定

を

に、

を

改正前施行規程第百五十六条の二第三項	本人確認情報
改正前施行規程第百五十六条の二の二	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十六条の三第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十七条第一項	市町村職員共済組合及び都市職員共済組合
改正前施行規程第百五十九条第一項	知事等から本人確認情報
改正前施行規程第百六十一条	、第百三十七条の規定の適用を受けるこ及び 遺族共済年金 、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十一条	及び 遺族厚生年金 若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十一条	、第百三十七条の規定の適用を受けるこ及び 遺族共済年金 、法第四十七条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける相続人若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十一条	及び 遺族厚生年金 若しくは戸籍法
改正前施行規程第百六十一条	知事等から本人確認情報

に

を

改める。

（地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「これらの表中」の下に「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」とあるのは、「市町村職員共済組合」とし、」を加える。

文部科学省